

◇===== [第 48 号] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2022 年 5 月 1 日

◇=====◇

ロシアのウクライナ侵攻が始まって2か月が経過します。この間のマスコミの在り方にはかなり問題があるように思います。今月はまずこの問題から。

まず問題視したいのはウクライナ侵攻の報道内容です。ウクライナの被害の状況を報道することは、この戦争の不当性を訴えるうえで欠かせないことで、各社ともよくやっているとは思いますが、問題は、戦況報道の方です。

ロシアの軍隊がどこどこを狙っている、これに対してウクライナ側の抵抗はこうこうだといった報道を、自衛隊・防衛省関係の「専門家」を招いて解説させる場面が多々見受けられます¹。この報道を見ていると、まるでボードゲームの解説を聞かされているようで、非常に違和感があります。そこで死ななくても良い人々が砲弾によって傷つき、血を流して命を失う。そうした犠牲を顧みることなく、東部は平地なので大火力の重装備が必要だ、第二次大戦後初めての大規模な火力戦になるだろうなどの解説を滔々と、それこそ得意顔で解説してみせる「専門家」の登場には、不快な思いしかありません。

そもそも今回のロシアによる侵攻は「プーチンの戦争」なのでプーチンにしか終わらせられないという見方もまた誤りだと思います。

先にも解説しましたように、この戦争の真の目的は、プーチンが自らの権力を維持するために、あからさまに言ってしまえば支持率を向上させるためにしかけた戦争政策が行き過ぎてしまったことから始まりました。国外に脅威を作り上げ、国民の恐怖心を煽って自らの求心力を高める。この当初のもくろみ通り、プーチンの支持率は80%を回復しました。しかし、虚飾に塗れた戦果は、平和が訪れた時に瓦解することは彼の目にも明らかです。プーチンが支持率を維持するためにはこの戦争を延々と続けざるを得ない。プーチンには止められないようなのです。

では誰なら戦争を止められるのか。戦闘に当たっているウクライナ軍でしょうか？答えはノーです。劣勢に立たされればプーチンは間違いなく大量破壊兵器を使用するでしょう。

ではプーチンを止められるのは誰なのか？それはロシア国民以外にありません。そこで問題になるのは、ロシア国民が真実を知らされていないことです。現在の状況は、戦時下の大日本帝国を彷彿とさせるものがあります。それゆえに、この戦争を終わらせるためにはなんとしてもロシア国民に真実を伝える必要があります。

それはどうすれば実現可能なのでしょうか。そこにマスコミが果たすべき役

¹ 例えば、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220425/k10013598421000.html>

割があるはずで、NHKはロシア向けのチャンネルも持っている筈です。戦争の現実・ロシア国内での言論統制の不当性、世界がロシアをどう見ているのかなど、真実を積極的に伝えることが求められているのです。この場合不偏不党の論議は不要でしょう。真実を伝えるだけで良いのですから。

また日本国民や在日ロシア人に対して、あらゆるチャンネル、個人的なつながりやSNSなどを通じて、ロシア国民に真実を伝えるよう呼びかけることも必要です。

その時に問題になるのは、ロシアの今回の行為に対して、日本も軍事力を増強しなくてはならないなどの主張を国内の放送では一切伝えないことです。そのようなニュースがロシア国民の中に流れれば、日本もロシアに軍隊を向けてくるといった誤解（しかもプーチン政権によって誇張された人為的な誤解）がますますロシア国民の世論をプーチン側に寄せてしまう可能性があるからです。真に平和を望むなら、いまのような状況を利用して軍事力増強を図るような「火事場泥棒」的な発言を政治家は慎むべきですし、マスコミもそうした発言は当面无視するべきではないでしょうか。NHKにそうした政治家を批判しろと言っても、それこそ不偏不党を理由にして決して批判報道はしないでしょうから、せめて今は無視をしてもらいたいと思います。

真実を伝える。それ以上に人類全体の利益を図る。これもマスコミの重要な仕事ではないのかと思うのです。

●====[理論解説]====●

新日本出版社から毎月発行されている雑誌『経済』は、毎年5月号でマルクス主義経済学の魅力を伝える特集を組みます。資本主義経済の運動を解明したカール・マルクスの理論を、さまざまな研究者が解りやすく解説してくれる企画です。その中で必ず触れられるのが、資本主義での収奪の仕組みである「搾取」についてなのですが、唯物論的社会契約論からみて、少し違和感を覚える記述もあります。今回はその違和感について、少し掘り下げて考えてみたいと思います。

まず「搾取」という行為がどのように説明されているのか、2022年5月号の石川康宏氏の文章をみていきます。

「1000円の商品は1000円で、10000円の商品は10000円で、つまり誰にも等しく価値どおりにものが販売される商品・貨幣経済の原則（等価交換の原則）の上で、資本はどうやってもうけを手に入れるのか」という問題を提起した後、次のように説明します。

この謎を解くカギは労働力という商品の特別な性格にありました。1000円

で買って来た部品はクルマの中に組み込まれても100円ですが、たとえば月20万円で買われた労働力は、たとえば月40万円の価値を生み出します。この世でただ一つ、労働力には自分の価値を超えて新しい価値を生み出す性質があるのです。この二つの価値の量の差をマルクスは「剰余価値」と名づけます。それは資本が労働者による労働の成果から、対価の支払いなしに手に入れる部分のことです。こうして資本は、等価交換の原則を侵害することなしに、逆に商品・貨幣経済を世界に広めることで自身のもうけを増やすことができたのです。²

2016年の5月号での霜田博史氏の文章も紹介しておきましょう。

労働者が労働する、すなわち労働力を使うと新しい価値を持った商品がつくりだされます。ここで、“労働と労働力とは違う”、ということが大事なポイントです。“労働して作り出した商品の金額”と“労働力の価値の再生産に必要な金額”が一致しない、ここが剰余価値を理解する大事な点です。

テーブルという商品を製造する例で考えてみましょう。仮に1人の労働者が1時間の労働で作り出す価値を、価格におきかえて2000円とします。すると8時間働けば1万6000円の価値を持つテーブルがつくりだされることになります。これに対して労働力の価値、労働者の賃金を1人1日8000円としましょう。この例でいうと、この労働者を1日8時間働かせると1万6000円の価値がつくりだされ、このうち8000円を賃金として労働者に支払ったとしても、あとの8000円は残ります。この差額は資本家のものになります。³

ここまでの文章を理解するために補足的な説明をしておきましょう。

まず「商品の価値」という言葉ですが、この場合は交換価値を意味します。交換価値というのは何によって決まるのかという事ですが、これはその商品を作るために費やされた平均的な労働力の量によって決まるとされています(労働価値説)。この原理はアダム・スミスが次のように定義しています。

労働こそ最初の価格、すなわちあらゆるものにたいして支払われた本源的な購買貨幣であった。世界のすべての富がもともと購買されたのは、金によっても銀によってもなく、労働によってだったのであり、富を所有してそれを何か新しい生産物と交換したいと思う人びとにとって、その富の価値はそれによって彼らが購買または支配しうる労働の量に正確に等しいのである。⁴

² 石川康宏「いま、若い人と読む『資本論』、『経済』第320号、11頁、2022年5月1日。

³ 霜田博史「剰余価値の理論を学ぶ」『経済』第248号、54頁、2016年5月1日

⁴ アダム・スミス著、水田洋監訳、杉山忠平訳『国富論』(第5版1789)、全4冊、岩波書店、東京、2010年、第13刷。第一分冊64頁

人間が働くときに生の再生産⁵に必要なものよりも多くのものを生み出すことができるというのが議論の前提です。自分の生の再生産に必要なものを生み出すための労働部分を「必要労働」、それを超えたものを生み出す労働を「剰余労働」といいます。「剰余労働」が実在する証明は、毎年この時期から始まるツバメの観察によって証明できます。ツバメは営巣して産卵し、孵化した雛をつがい育てますが、もしツバメに自分の命をつなぐ分しか食物を確保する能力がなければ雛を育てることができません。自分の命を維持する以上の余力があるからこそ雛を育てることができるのです。この余力は子育ての時にのみ発現するものではありませんから、子育て以外の時にはツバメにも「剰余労働」があることとなります。この余力は子育てをする生物には確実に備わっている能力であり、人類はその能力を格段に、飛躍的に拡張させた生物種だといえます。

さてそれでは本日の本題の「違和感」について述べていくことにしましょう。

労働価値説によれば、商品の価値(新たに追加された価値)はそれに投下された平均的な労働の量によって決まるのです。では石川氏の例えに即して言えば、月20万円で購入した労働力の量で表される新たな交換価値も20万円でなければならないはずではないのか?あるいはその生産工程によって生み出された商品の価格が40万円ならば、労働者に20万円しか支払われないなら、それは等価交換の原則を侵害しているのではないのか?

その回答としてよく持ち出される議論が、資本は労働者に対して「必要労働」に相当する金額を労働者に支払っているから等価交換なのだという論理です。

ですがこの回答の根拠はあまりにも薄弱です。

まず、この「必要労働」が明確ではありません。定義ははっきりしているのですが、具体的な量(労働力の単位は時間数ですから労働時間と言い換えてもいいです)が明確ではないのです。試に読者ご自身について、自分の必要労働は何時間なのか、はっきり答えられる方はおられるでしょうか?必要労働の量は、社会の状況によって絶えず変化します。それはあることは分かっているが、いくらなのかはわからないものなのです。

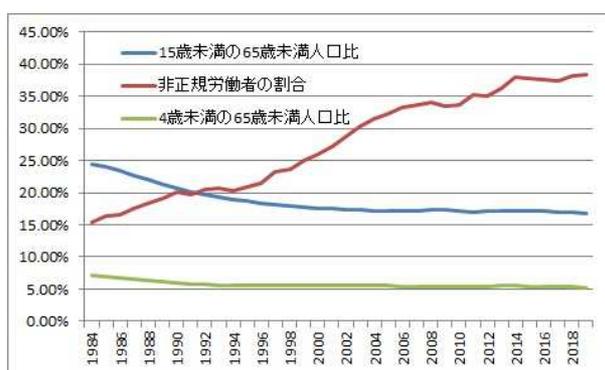
次に、石川氏自身もこの記述の後で「資本は一方で労働力のできるだけ低くし、他方で労働力にできるだけ多くの価値を生み出させようとします。(中略)これらは労働者にくらしの悲惨をもたらします。マルクスもたくさんの事実を紹介し、児童労働や過労死などを告発します。」⁶と述べておられます。

⁵生物が、自分自身(個体)の生命活動の維持と種として存続するために活動することを「生の再生産」と呼びます。

⁶石川、同上。11頁。

つまり、必ずしも労働者に対して「必要労働」に相当する部分が支払われているのかというと、そうではないという事が明らかになっているのです。

少子化の問題が話題になって久しいのですが、これは非正規雇用の増加に伴って若年世代の生活が不安定化・困窮化してきたことが大きな原因と考えられます。



総務省のデータなどを用いて、15歳未満の人口構成比と非正規労働者数の労働構成比をグラフ化すると見事な相反関係が描き出されました⁷。つまり、労働力は等価交換されているなどの主張は、資本のお題目に過ぎないということです。既に等価交換の原則は侵害されてしまっているのです。「剰余労働」や「必要労働」といった垣根に関係なく、労働力そのものが不当に交換されているというのが事実ではないでしょうか。

ではなぜこのような不正＝不等価交換が容認されているのか。石川氏は次のように説明します。

賃金は労働力の価値への支払いですが、契約や法にも現れる日常の意識では労働力でなく労働に対する支払いとなっています。「労働の対価」というやつです。それによって一定の成果を生み出す労働には正当な支払が行われているという観念が常識となり（以下略）⁸。

また、仕事を待つ失業者や半失業者の一群である「産業予備軍」が常にプールされており、労働者の重石として利用されていることも指摘されています。⁹

これらの指摘も念頭に置けば、結局「搾取」という資本の収奪行為は、労働市場を介しての労働力の買ったときであり、その原因は労働市場の存在にあると言わざるを得ません。では労働力市場は何故存在できるのか。言い換えれば労働者が労働力を商品として販売することを正当な行為だと思込ませているのは何なのか。

ここで初めて正体を現すのが資本主義の理念・精神的支柱である社会契約論です。労働者は何も売ることがないが、自分の財産である労働能力を商品とし

⁷

<https://www.facebook.com/search/top?q=%EF%BC%83%E5%B0%91%E5%AD%90%E5%8C%96%E3%81%AE%E5%8E%9F%E5%9B%A0>

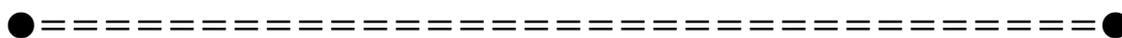
⁸ 石川。前掲論文。12頁。

⁹ 同。12頁。

て市場に提供する権利があるという考え方は、この（観念論的）社会契約論に基づいた物で、別名「労働権」といいます。基本的人権の構成要素の一つですね。ですが、マルクス主義経済学ではここを問題視する提言を見かけることはありません。マルクスは明瞭に（観念論的）社会契約論を、歴史の原因と結果を取り違えた錯覚だと厳しく非難しているにもかかわらず、です。

本来社会（国）は、社会契約を交わした個人を最大限尊重し、その生存を保障する義務を有しています。労働市場を廃止するための方策も、マルクス主義経済の立場からであればいくらでも提言することができるはずなのですが。

以上、唯物論的社会契約論の立場からみた、「搾取論」についての違和感でした。



☆====[コラム]====☆

早いもので、「唯契の窓」の発行を始めて4回目のメーデーを迎えました。コロナウイルスによるパンデミックの影響で、メーデーの大規模集會も久しく開催されていませんが、労働組合の弱体化も深刻です。

特に連合の会長が自民党の会合に出席するなど、明らかに体制に組み込まれていきつつあると危惧します。

新しい社会変革の波はどこから起こせるのか。考えていかななくてはならないと思います。

☆====☆

【活動報告】

この間、号外2022年春号外を発行しました。テーマは「受験勉強を哲学する」で、受験生向けに受験勉強の本質について考える内容だったのですが、いま一つ受け取りがよろしくありません。ご希望ありましたらお送りしますので、ご連絡ください。

次は号外ではなく特別なピラ「若いあなたへ！」を作成する予定です。

次回の発行は6月1日を予定しております。